

【研究ノート】

制度の嚟 老年貢献制度

増 田 辰 良

研究ノート

制度の嚙 老年貢献制度

増田 辰良

Tatsuyoshi MASUDA

— 世の中、少子高齢化が進むと、ややこしい問題が次から次へと出てきますねえ。その一つとして、身寄りのない人が増えて、そんな人が亡くなったときに遺骨をどう処理するかということが、社会問題になってますよお。自治体が造った合同墓にでも納骨して、供養するしかありませんかね(図1,表1参照。『朝日新聞』2018年9月28日,2019年2月23日朝刊。以下では『新聞』と略す。図表と記事は一部改編して使用した)。経済のことで言えば、身寄りのない人が死後に残した「遺留金」の扱いが問題になってます。この金額を日本全国の総額でみると、なんと約11億4200万円(2016年3月末時点)にもなるそうなんです(図2,表2参照。『新聞』2017年4月13日)。いつかは引き取り手が現れるんじゃないか、と自治体が保管しているそうですよ。保管の手間も金もかかります。

たとえ、受け継ぐ親族がいても、また違った問題もあります。本心を言えば、受け継ぎたくないですが…。認知症です。嫌ですねえ。この患者が500万人もいるそうですから。高齢の親が重い認知症になって、判断能力がなくなってしまうと、その方が銀行へ預けている定期預金なんかは実の子供でも勝手に解約できないそうなんですよお(補論参照)。もちろん、自宅や土地などの不動産も親族が勝手に売却できません。今日の嚙はそんな知識

図1. 身寄りがない人の葬儀費

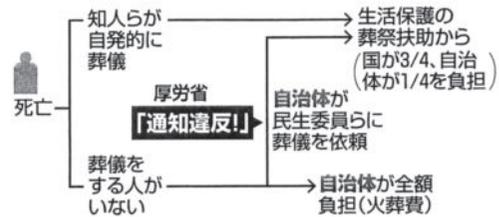
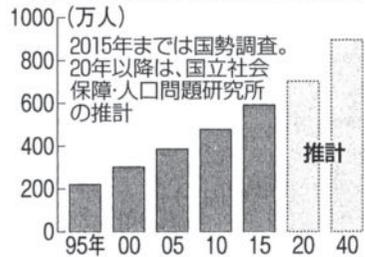
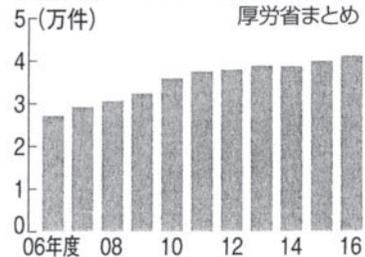


表1. 高齢者数と葬祭扶助件数
一人暮らしの高齢者数(65歳以上)の推移



生活保護の葬祭扶助件数



を、ご提供する内容です。

定年間近の父親、専業主婦と一人息子の大学生がいる家族を想定します。金曜日の朝、

キーワード：成年後見制度，認知症，財産管理。

図 2. 遺留金が浮くまで

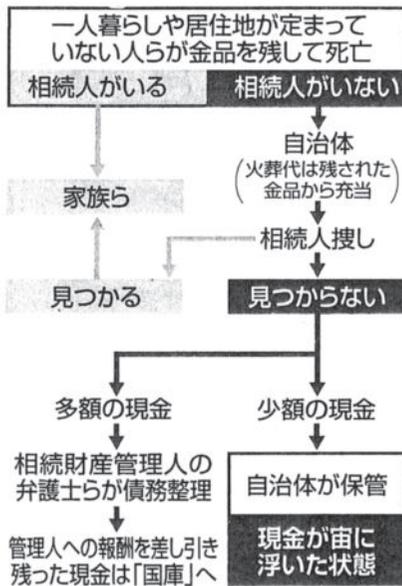


表 2. 遺留金額

札幌	211万2433円
仙台	2676万1920円
さいたま	723万2332円
千葉	1827万4165円
横川	未集計
相模原	3855万6723円
模原	591万9338円
新潟	13万8187円
静岡	43万6290円
浜松	なし
名古屋	3166万1082円
京都	1558万886円
大阪	7億2210万5250円
堺	897万5151円
神岡	4439万4494円
岡山	37万7664円
広島	362万1337円
北九州	6349万8679円
福岡	219万957円
熊本	1040万1963円
東京23区	計 1億4001万474円

〔京都市の一部は昨年 8 月、練馬区は今年 1 月の分まで含む〕

息子の善二君は10時過ぎに2階からリビングへと下りてきます。父親はテーブルで新聞を広げています。

息子（以後、息）：あれ？ お父さんいたの？ おはよう。

父：「いたの？」はないだろ。今日は先日の休日出勤の代休だ。今日から3連休だ。善二。「おはよう」じゃないだろ。10時を過ぎてるぞ。おそよう、だろ。昨夜もバイトで、遅く帰ってきたようだな。

息：うん、シフトが変わっちゃってえ、終電で帰ってきたから。

父：おいー、それじゃあ、サラリーマンと変わらん。なんのために大学へ入学したんだ。勉強するためだろ？ まるで、サラリーマンになる予行演習をするために通っているようだな。単位は取れているのか？ 大丈夫なのか？

息：心配ご無用。予定通り取れているし、講義へは休まずに出席しているから心配しなくてもいいよ。皆勤賞ものだよ。

父：なに？（笑）痒金？ 風呂で、石鹸を付けて、よく洗え。

息：…？

父：で、今日、大学は、どうした？ 行かないのか？

息：今日、金曜日は講義を入れないことにしてるんだ。毎日、4コマ、5コマも出ると…疲れて…。

父：なに。一日中、暇、空いてるのか？

息：うん。

父：（笑）じゃあ、飛行機会社と同じだな。

息：えっ？

父：全、日空。

息：（しらけて）あ～あ～。

父：じゃあ、毎週3連休か？

息：うん。今年だけね。その分、バイトで忙しいから。

父：う～ん。

— お父さんは、思わず、うなってしまう。でも、善二君の生活スタイルは今の大学生にとって、ごく普通のことなんです。高校を卒業して、すぐにサラリーマンになった方からすると大学というところは、ほんと羨

ましいテーマパークにしか見えませんが…。(笑) 各講義、教室がパビリオンで先生が歌って踊って演技して…。

息：それより母さんは？

父：駅前のスーパーへ買い物に行った。自分でトーストと牛乳を用意しろ。

息：うん、やるよ。(新聞を広げているのを見まして) お父さん、新聞、読むの好きだよねえ。

父：ああ、好きだ。普段は読む時間がとれないから、休みの日くらいはじっくり読みたいのさ。お前も早く起きて、毎日、新聞を読みなさい。

息：うちは朝日でしょ。

父：…？ なにをボケてるんだ。

息：(笑) 分かったあ。

父：先日も大学生が本を読まないという記事が出ていたぞ。大学生の半数以上が一日にまったく読書をしない、活字を読まないそうだな。

息：スマホから得る情報で十分だよ。

父：そんな要約されたものと、新聞や本の活字とは深みが違う。もっと活字を読みなさい。お父さんが若い頃は「本の虫」となって、よく読んだものだ。

息：本の虫？ 蟀むしってこと？ 変へん身しん~!

父：(怒気を含み) 違う。本の虫とはなにか一つのことを熱中することだ。読書に夢中になったというたとえだ。

息：んんっ。でえ、今日の新聞には、なにかおもしろい記事が出る？

父：うん。おもしろいってことじゃないけど、今、遺言に興味があつてな。その特集記事が出ている。

息：遺言？ お父さん。遺言じゃあ、間に合わないよ。

父：なに？ なにに間に合わないって？

息：だって、遺言に書いてあることは、お父さんやお母さんが亡くなってから実行し

なきゃいけないでしょ。

父：そうだ。そのために書き残しておくわけだから。

息：僕は一人っ子だよ。遺言がなくても、お父さんたちの遺産はすべて僕が受け継ぐことになるでしょ。

父：まあ、そうだけどな。遺言って、どう書けばいいのか、なにをどこまで書くべきなのか、書いていいのか、が記事になっているからさあ。お父さん、結婚が遅かったから、お前が大学を卒業して一人前の男になるまでは頑張らなきゃ、と思っっているんだが、今の世の中、なにがあるかわからんから、そんな心配が心をよぎるんだよ。

息：(しらっと) 心配してくれて、ありがとう。でも、考えるのであれば、遺言よりも、認知症になってしまったときが大変だよ。

父：(語気強く) おい。嫌なことを言うな。認知症なんて。

息：お父さん。新聞を読んだら、よくデータが出てるでしょ。今後、高齢化がどんどん進んで認知症になる人が増えるって。今でも500万人いるそうだから。お父さんもお母さんも近未来の予備軍だよ。

父：(真顔で) そんな嫌なことを聞かせるなって。認知ちんって言えば、「物事ものごとをはっきりと認めること」。

息：うん？

父：これに症しんが付くと、にん・ち・ししょう、
とって、なんでもハイハイって認めちゃう病気かと思ったら、まったく違ってえ、「判断能力が低下し、日常生活に支障をきたす病気」の意味になる。これなら認知できないしょう(不可能症)って言えばいいんじゃないか(笑)？

息：(気づかないふりをして) 古くは痴ち呆ほうって呼んでたよ。

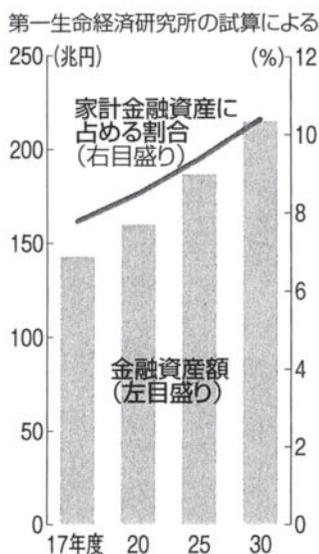
父：そんなことは知っている、認めるよ。
息：でえ、にん・ち、しよう（認知症）って
言いたいのね？
父：（笑）分かったかあ。お前も賢いな～。
息：そんな下手糞なダジャレなら、すぐ分かるよ（笑）。
父：（教養をひけらかす目をして）これを「チ
ホ（ボ＝知謀）一家の人々」という。
息：あれ、お父さん、教養あるんだね。いつ
から？
父：（しらっと）今日よ。
息：もう、親父ギャグは止めてよー。でも、
認知症になる前に財産の管理と処分の仕
方をはっきりさせておくことがお父さん
にも、僕にとってもいいと思うけど。
父：遺言じゃ、だめか？
息：うん。さっきも言ったように、それでは
手遅れだよ。
父：じゃあ、どうやってはっきりさせておく
んだ。
息：成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}って、知ってる？ 2000
年の4月から始まったんだけど。
父：ああ、若者が発展途上国へ行って、技術
や農業、教育を指導^{せいどん}する…。
息：う～ん、それは青年海外協力隊^{せいねんかいがいきょうりょくたい}でしょ。
父：青年が貢献する制度だろ？
息：違うよ。認知症になった人の財産を管理
し、処分する人を法的に決めておいて、
本人の権利を守る制度だよ。
父：それみろ。こう・けん・にん^{うし}って、後ろ
を見る人^{ひと}って書くんだろ。きっと若い青
年が年寄りの財産を管理して貢献でもし
ようって…、でも聞いたような、聞か
ないような。詳しいことは知らない。
息：じゃあ、僕が知っている範囲内で教えて
あげるよ。
父：その前に、早くトーストを食べてしま
いなさい。

— 善二君は慌てて、トーストを食べ、牛乳

を飲んでから食器をキッチンへ片づけます。

息：もし、お父さんが重い認知症になって、
もし自分の名前も生年月日も住所も家族
の名前も正確に答えられないと、銀行に
預けてある定期預金は解約できないん
だ。もし、重い認知症になると、介護施
設に入ってもらわなきゃならないし…僕
は面倒みられないから。
父：もし、もし、ってカメじゃないんだから。
暗い、話だな～。
息：たとえば、の話だから。施設に入るには
お金が必要でしょ。でも、現状では息子
の僕が代わりに解約することもできない
のさ。お父さんの権利を侵害しちゃうか
ら。
父：（寂しそうに）死ぬしかないんだ。そう
すれば、簡単に遺産として相続できる。
息：（笑）そう。でも、すぐには死なないよね。
父：（笑）おい。そんなに早く殺すな。まだ、
孫の顔を見ていない。…お風呂にも一緒
に入って…。（でっれと）孫は可愛い女
の子がいいな～。
息：孫の前に自分のことを心配しなきゃ。
父：うん、そうだったな。でも、孫娘を期待
しているぞ（笑）。
息：んんっ。本人が解約できないので、成年
後見制度を利用して、後見人を付けて、
解約することになるんだよ。この制度を
利用する人たちの動機として一番多いの
が、「預貯金などの管理と解約」なんだ。
父：認知症の人はそんなに預貯金を持ってい
るのか？
息：個々人の金額は少なくとも、認知症にな
る高齢者が増えているから、自ずと合計
の金額も膨らむよ（図3参照。『新聞』
2019年2月7日）。
父：具体的には？
息：2017年度末時点で、合計143兆円と推計
されている。2030年には215兆円になる

図3. 認知症の人が保有する金融資産額の推計



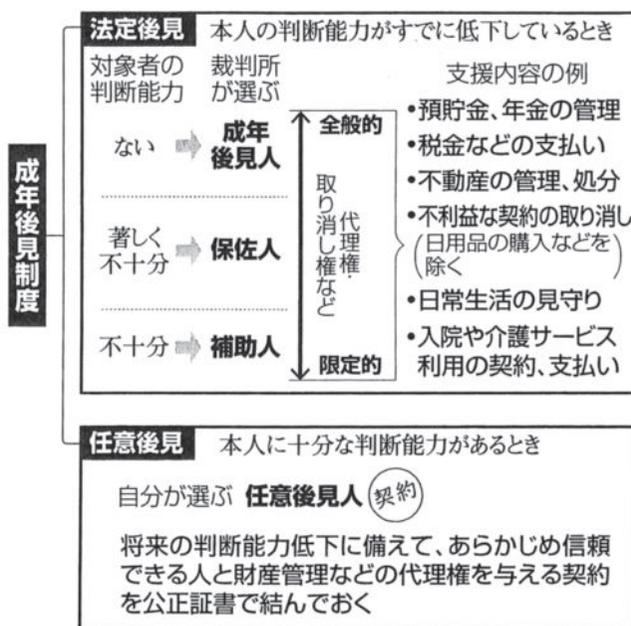
見込みだっさ。

父：そっかあ。(笑) 想像の域を遥かに兆、超えているな。

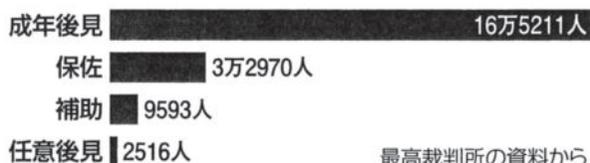
息：んんっ。じゃあ、説明を続けるよ。この制度は大きく分けて、法定後見人と任意後見人の2つがあって(図4参照。『新聞』2018年5月20日、2019年2月6日)、本人の判断能力がすでに低下しているときは「法定後見」で、まだ十分な判断能力があるときは「任意後見」を利用することになるよ。それで法定後見には、判断能力に応じて、さらに3つに分かれていてえ、一番深刻な成年後見人、次に保佐人と補助人とがあるんだ。

父：その法定後見を3つに分ける根拠は？

図4. 成年後見制度



成年後見制度の利用者数 2017年12月末時点



息：認知症の本人がもつ財産の全般を支援するか、限定的に支援するかの度合いが違ふみたいだよ。

父：それで成年後見人が最も広い範囲で支援するってことか？

息：そう。その深刻なケースである「成年後見人」から説明するね。後見人には一般的に配偶者や4親等内の親族がなれるよ。親族でいえば、なりたいていう人を決めて、その人が住んでいる市を管轄する家庭裁判所へ申し立てをする。そのとき住民票、戸籍謄本、医師の診断書、財産目録及び収支状況報告書などの書類を提出しなきゃいけない。親族内に適切な人がいなければ、家庭裁判所の裁判官が法的な専門家である司法書士や弁護士を後見人に選任するんだ。

父：たくさん書類が必要なんだな？

息：だって、お父さんの財産を管理したり、処分する権利を任されるわけだから。それから財産が多いと、裁判所は後見人を監督する「成年後見監督人」を選任するようだね。

父：なぜ、そんな監督人を選ぶんだ？

息：後見人が制度を十分に理解していなくて、本人の財産を勝手に私的流用する不正事件が増えていて（図5参照。『新聞』2019年2月15日）、後見人にしっかり財産の管理、処分をさせるために監督するんだね。なので、後見人は定期的に収支や財産の状況を監督人に報告しなきゃいけない。

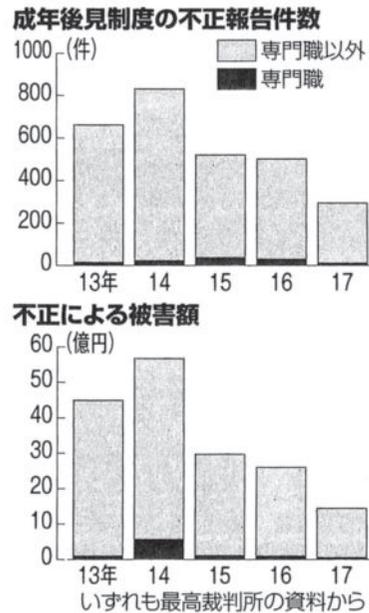
父：不正事件数は？

息：ピーク時の2014年には809件、不正金額の総額は約51億1000万円もあって、2017年には294件、約14億4000万円だよ。減ってはいるけどね。

父：不正の対象者は？

息：子供や配偶者などの親族後見人が大半を占めているけど、司法書士や弁護士たち

図5. 成年後見制度の不正件数と被害額



も件数と総額でみて3%ほどいるみたいだね。

父：(笑) ああ、うちの場合は立派でかつ正直な息子が後見人になってくれるだろうから、心配しなくてもいいと思うけど、…親族の中に適切な人がいないとか、親族間での争いがある場合だと、後見人を選任するのも大変だろ。

息：そんなときや財産が多いときは、さっきも言ったように裁判所は親族以外の司法書士や弁護士のような専門家を後見人として選ぶみたいだね。

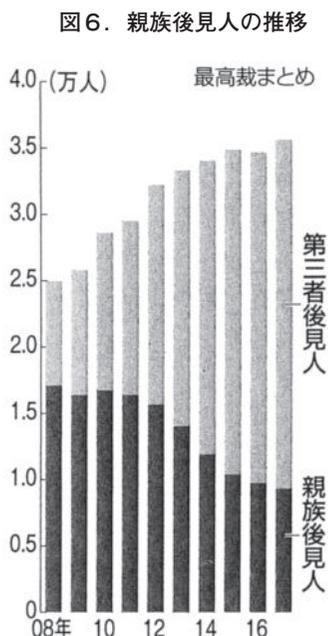
父：ああ。そうだったな。でえ、その判断基準はなんだ。

息：裁判官の判断に任されているようだけど、預金や流動資産が1200万円を超えると専門家を選任したり、たとえ親族が後見人になっても、それに監督人が付けられるみたいだね。でも、統計によると、親族が後見人に選ばれる割合は毎年減少しているよ。2008年の68.5%から2017年には26.2%、2018年には23%にまで減っ

ているもの。(図6参照。『新聞』2019年2月10日)

父：そんなに減っているのか？

息：うん。親族のいない単身の高齢者が増えているし、親族の不正事件も増えている



からさ。

父：…。

息：(笑) うちはいいい息子で良かったね～、お父さん。

父：自分で言うな。後見人はいつでも自由に財産を処分できるのか？

息：いいや。居住用の不動産を売却するときは裁判所の許可が必要だよ。

父：ところで、費用はかからないのか？ 裁判所へ書類を提出したり、監督人を付けるわけだから…。

息：かかるよ～ (図7参照。『新聞』2019年2月8日)。

父：(真剣な声で) どれくらい？

息：親族が後見人になっても、もちろん報酬はもらえるけど、本人の財産を減らしてしまうので、受け取らない傾向にあるみたい。で、弁護士や司法書士らの専門職の人が後見人や後見監督人として付くと、財産額に応じて、月額2万円から6万円くらいの報酬を支払うみたい。

父：けっこう、かかるなあ～。

図7. 成年後見制度を利用するときの主な費用

裁判所などの資料をもとに作成
家庭裁判所への申し立て

¥	
申立手数料	収入印紙800円
登記手数料	収入印紙2600円
審判書送付などの費用	郵便切手 3千～5千円程度
医師による鑑定費用	裁判所が必要と判断した場合 一般的には5万～10万円

成年後見人への報酬

報酬額は、事情をふまえて裁判官が決める。以下は東京家庭裁判所が公表している「報酬額のめやす」

基本報酬 月額2万円 ただし	財産額 1千万円超 5千万円以下 → 月額3万～4万円 同5千万円超 → 月額5万～6万円
付加報酬	生活支援などに特別困難な事情があったときは、基本報酬額の50%の範囲で報酬上乘せ

息：お金の問題だけじゃなく、本人が手術をするときなんかも大変だよ。

父：どう？

息：法務省の見解によると、成年後見制度では、後見人には医療行為に対する同意権はないそうなんだよね（『新聞』2019年2月20日）。だから、親族以外の方が後見人になっている場合には医療機関から判断を求められるみたい。でも、どうすりゃいいんだろうね。

父：後見人は、やはり親族になってもらうのがいいよな。（息子をキッと睨み）悪さをしなきゃ（笑）。

息：さっきも言ったように、悪さはしないよー。♪一言文句を言う前に ホレ親父さんホレ親父さん あんたの息子を信じなさい ホレ信じなさい ホレ信じなさい♪

父：やけに古い歌謡曲を知ってるなー。ハッハッハッ。

息：こりゃあ、また失礼しましたー。ガチョーン。

父：オチまでつけるな（笑）。

息：じゃあ、次に、もう一つの「任意後見人制度」について説明するよ。これは認知症などで判断能力が乏しくなる前に本人が自分で後見人になってくれそうな候補者と契約を結んでおくんだ。頼りになる親族がいない人は、専門家と契約しているようだよ。

父：手続き上、さっきの成年後見人とは、どう違うんだ。

息：事前に財産管理などの代理権を委任することや報酬を決めて、公正証書で契約を結んでおくんだよ。実際の仕事は、本人の判断能力が乏しくなった後に始める。この場合も裁判所は「任意後見監督人」を選任する。だから、専門家を任意後見人とした場合だと、後見人と監督人の2人分の報酬を支払う必要がある。

父：また、金がかかるのか〜。

息：大切なことは、任意後見人は法定後見人とは違って、契約などの行為への同意権や、それを事後に取り消す取消権はないからね。

父：法定であれ、任意であれ、現状ではどれくらい利用されているんだ？

息：2017年12月末時点で見ると（前掲図4参照。『新聞』2019年2月6日）、法定後見（成年+保佐+補助）は合計で20万7774件、このうち成年後見が16万5211件（2018年12月時点では、21万8000件）。任意後見人は2516件だよ。

父：なるほどお、圧倒的に成年後見人が多いな。それほど重い認知症を患っている人が多いってことか。あ〜あ。認知症になると、介護施設へ入る金、後見人や監督人に払う金と、金ばかりかかるな。

息：ところがあ、2019年3月18日と4月2日に、この制度の運用を変えるような判断が最高裁判所から出されたんだ（『新聞』2019年3月19日、4月3日）。

父：ほ〜。どんな？

息：最高裁は「後見人にふさわしい親族などの身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族を選任することが望ましい」という考えを各家庭裁判所へ通知したんだ。あれ〜、お父さん、新聞に出てたでしょ。

父：（頭を掻きながら）いや〜。見過ごした〜。アハッハッハッ。

息：読んでないのでしょ。（真顔で）認めろよ。

父：（おどけて）はい〜。認知します。で、その通知には、強制力はあるのか？

息：いいや。「後見人の選任は各裁判官が個々の事案ごとに判断するので、あくまでも一つの参考資料」となるみたい。

父：運用は各家庭裁判所が検討するってことだな。

息：そうだよ。それから素人考えからすると、

最高裁は後見人の役割を「財産管理」のみに限定しているようだけど、これも大きな問題を残している。

父：ほう～。どんな問題だい？

息：後見人は財産の管理や各種の契約の代理人である前に、認知症患者の日常生活をサポートする相談員や支援員であるべきだ、という意見^(注1)もある（『新聞』2019年5月21日）。

父：財産管理や契約の代理しかなしない後見人には報酬を支払わないという考えにつながるな。

息：そう。だから、それとも関連して報酬についても最高裁は見直すよう促しているんだ。

父：ほ～。どう？

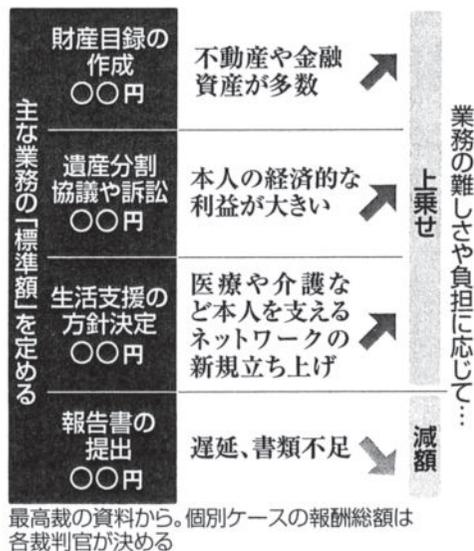
息：本人の財産から後見人に支払われる報酬を業務量や難易度に応じた金額にするよう家裁に通知したんだ（図8参照。『新聞』2019年4月3日）。

父：そりゃいい。実態に合わせようとしてるんだな。最高裁へ座布団3枚！

息：もう一点…。

父：そう、笑点！

図8. 最高裁が家裁に通知した新たな報酬算定イメージ



息：んんっ。もう一つ、最高裁は考えを出している。

父：なにかな？

息：うん。現状だと、後見人を代えるときは、不祥事などがあった場合のように、極めて限定的なんだけど、これを状況の変化に応じて柔軟に交代させたり、追加選任できるように改めるよう通知しているんだ。

父：きっと利用者がメリットを実感できていないのだから？

息：そう。見知らぬ専門職の人が後見人になることに反発が強いんだね。

父：そりゃあ、そうだろう。財産管理^(注2)だけをして、本人の生活支援はないまま、高い報酬を取られるからな。専門職という看板だけで、弱い者から、金をむしり取っている。ふん。

息：そう、そうなんだよ。親族が後見人になりたい、と言っても裁判官が認めてくれないことにはなれないから。

父：裁判官にも人情が備わっていないとなあ。過去の判例ばかりを読んでいても人の心根は理解できなし、世の中の動きも把握できんだろ。専門バカとかいうのか？

息：そんな一面もあるかもね。

父：大岡越前守、遠山の金さん、を見習え！

息：どうやって？

父：落語を聴くんだ。読むんだ。柳家小三治、桂米朝。どちらも人間国宝だぞ（笑）。

息：…？

父：（なにかを思い出したように）もし、人間国宝に怪我を負わせたら…。

息：どうしたの？

父：傷害罪なのか、器物損壊罪か。う～ん。分かん。

息：断が、逸れてきちゃったよ。も～。

父：（しらっと）家裁はどの程度、家族を選んでいるんだったかな？

息：さっき言ったように、2018年だとわず

か23%にしかすぎない。

父：それじゃあ、利用する側も不満なわけだ。どだい、後見人になる親族を支援してあげないと、専門的な知識を持っていないからなあ。

息：うん。だから、国は2021年度までに全国の市町村に「中核機関^(注3)」を作って、制度の不理解による不正を防ぐなど対策を練っているみたいだね(図9参照。『新聞』2019年2月20日)。

父：高齢化のスピードが速いから、どこも対応が大変だ～。

息：そう。だから、これまでの話で分かったでしょ。遺言じゃ遅いのさ(笑)。

父：う～ん。この嘶は、そこからスタートしたんだっとな(笑)。

息：お父さん。これら以外にも後見人になれる制度があるんだよ。それも市民が。

父：ええっ？ どんな制度だい？

息：市民後見人って呼ばれてて、自治体が主催する講習を受けて、適切な人物だと評価されれば、「後見支援員」として名簿に登録されて、役所が家庭裁判所へ候補

者として申し立てるのさ。裁判所の面接や審判を経て選ばれると、実際に活動ができるそうだよ。でも、個人で活動するので、資産が少なくて親族間でのトラブルがない対象者の後見をしてもらっているようだね(図10参照。『新聞』2014年12月21日、2019年2月14日)。

父：どれくらいいるんだ、その市民後見人というのは。

息：2017年で、全国では289人だよ。まったくもって少ないけど。

父：でも、そういう制度があること自体はいいことだな。少子化で、いずれは誰かに迷惑をかけることになるから、親族だけを想定できないもの。

— そんな話をしているところへ母親が買物から帰ってきます。

母：あら、ずいぶんと話が弾んでいるようね。

父：うん。いま、俺たちの老後の心配をしていたんだ。

母：老後ですかあ。認知症の患者が増えてま

図9. 成年後見制度の利用相談所

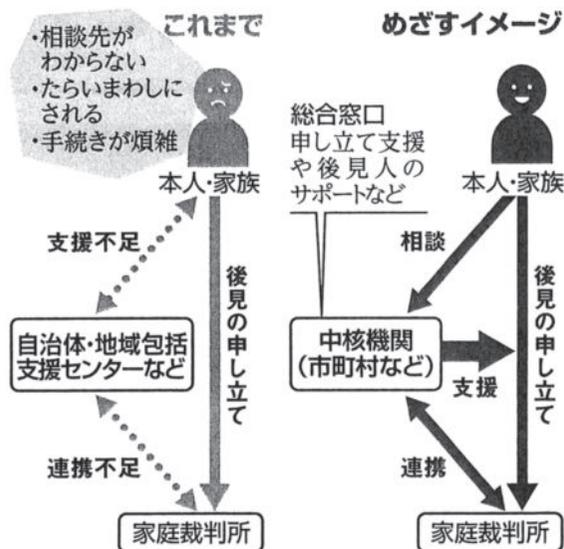
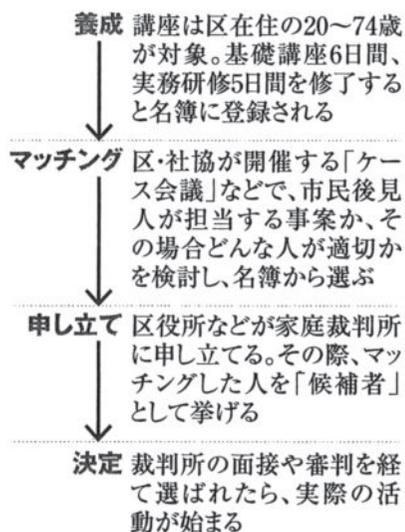


図10. 市民後見人になるプロセス（品川区。個人で担当する場合）



すからねえ。歳なんてとると、嫌なことばかり耳に入ってきますよ。もう～。

父：(笑) 歳をとらずに、顔の皺を取れって。

母：なにを冗談、言ってるのですか。ピンピンコロリと逝きたいけど、いずれわたしたちも認知症になりますよ。

息：それだよ。認知症になったときに備えて、財産の管理と処分のことを話してたのさ。

母：(怖い顔をして) 善二、うちにはそんな大層な財産はありませんよ。あなたの大学への納付金と、まだ家のローンが残ってますから。お父さんは、もうすぐ定年だし。はっ～。

父：財産は少なくとも、俺たち夫婦が重い認知症になって判断能力がなくなると、定期預金すら解約できないそうさ。それをできるようにするにはどうすればいいか。そんな制度があるそうなんだよ。

母：なんですか？ その制度って、まだ死んでいないので、遺言じゃないわよね。

息：成年後見制度だよ。

母：若者が発展途上国へ出て行って、技術や

農業、教育を指導する…。

父：アハハハハハ。それは青年海外協力隊だよ。

息：(笑) んんっ。似たもの夫婦とはよく言ったもんだね。ぴったりだー。

父：重い認知症になったとき、本人に代わって、財産の管理や処分をする人を決めるという制度らしい。ようするに、年寄りの後を見る人だよ。後見人のことだ。裁判所に申し立てて、後見人を決めてもらい、その後見人を監督する人物も選ばれるようだ。ギョウサン、金もかかるようだけど…。さっきも言ったように定期預金を解約できないと介護施設に入るのに困るだろ。自分たちのことで、それも金で善二には迷惑をかけたくないし。

母：お金？ いくらくらいかかるのですか？

父：たとえば後見人を監督する人へは毎月、2万から6万円を払うようだ。これは最低の金額だし。

母：ええーっ！ そんなあ、家のローンと変わらない。(慌てたように) それなら、生命保険の契約時のように銀行も本人の口座管理人として誰か家族を指定代理請求人に指定させておいて、その人がスムーズに現金を引き出せたり、定期預金の解約ができるようにしておけばいいのよ。そうすれば、監督する人にお金を払わなくてもすむもの。

父：でも、口座を開設するときにそんなことを要求されたことも書いたこともないし、通帳のどこにも記載はないぞ。

母：(むっとして) 銀行に確認しなきゃ、分からないでしょ。

父：(茶化すよう) そだね～。分からんね～。

息：(ニッコと笑い) お母さん、それはいいアイデアだね。

母：お父さんとは違って、ボ～と生きちゃいませんから(笑)。善二もお、普通に生きてんじゃねえよ！

父：んんっ。いいアイデア。そう思うか？

息：今日、この嘶で一番いいアイデアだよ。
もう、最高！

父：それなら、ここで話していても埒が明かない。近くのナナカマド銀行にもお父さんたちの口座を開設しているので、善二、ちょっと行って訊いてごらん。(笑) 善二は急げ、って言うだろ。

息：えっ？ 僕が？ お父さんとお母さんのどちらかが行けば…。だって、二人の預金だよ。

父：詳しいことは話さないで、向学のために教えてください、と訊けばいいんだ。この嘶は、お前が主役だからな。

息：ちえ。脇役でいいよ～。

父：♪一言文句を言う前に…♪

息：分かったよ～。じゃあ、行ってくるよ。

— 銀行の窓口にて。父親に詳しく話さなくてもいい、と言われたのですが、いきなりこんな制度ありますか、と訊いても要領を得ないので、少し事情を話します。窓口の女性行員は「しばらくお待ちください。担当の者を呼んでまいります」と引き継いでくれます。

行員 (男：五十歳くらい。以後、行)：お待たせしました (客が若者だったので、びっくりします)。

— 善二君は仕方なく、また説明を繰り返します。

善：父や母がこの銀行に口座を持っていて、将来、認知症になると定期預金の解約をするのも大変だということで、成年後見制度を考えているようなのですが。

行：(ニコニコと) 超高齢化社会ですので、認知症の高齢者が増えて、その制度を利用される方も増えているそうですよ。

善：母が言うには、生命保険なんかで本人が

死亡したときに指定された者が死亡保険金を受け取れますが、契約時に指定代理請求人を指定できますよね。

行：はい。できますね。

善：その代理請求人を銀行でも指定できるような制度ってありましたかね？

行：あります。

善：ええっ！ ありますかあ。どういう制度ですかね。

行：はい。ご本人様の入院などに備えて、代理人指名の仕組みがあります (『新聞』2019年2月7日)。ご本人の意思に基づいて、委任状を書いていただきます。これは親子など2親等以内の家族が対象です。判断能力が明瞭なうちに事前に代理人を選任しておけば、その後に入院されても代理人となっている家族が預金の払い戻しを受けることができます。ただし、あくまでもご本人の意思確認ができる状態でなければ委任できません。

善：なるほどお。委任状ですね。

行：これ以外に、「信託^{しんたくぐち}口座」もありますよ。(図11参照。『新聞』2018年2月21日)。

善：信託口座？

行：はい。一般的には「家族信託」と呼んでいます。これも重い認知症になってしまつて判断能力が衰えると、契約できませんが…。

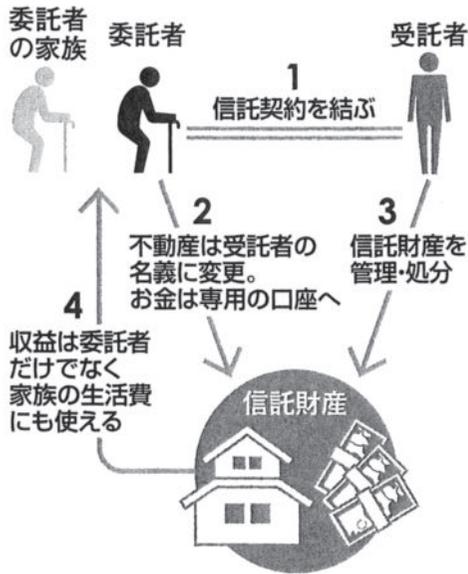
善：もう少し、詳しく説明していただいけませんか？

行：はい。これは信頼できる方や、ご家族に財産の管理と処分をする権限を託す制度でして、契約件数も増えています。

善：どういう手続きが必要ですか。

行：はい。ご家族と契約するケースで説明します。ご家族で話し合つて、納得できれば信託契約を交わし契約書を作成します。たとえば、財産を持っている父親とそれを管理や処分する息子さん(受託者)との間で契約します。お金は信託契約専

図11. 家族信託の仕組み



用の「信託口座」を銀行で開設し、管理します。不動産は名義を父親から息子さんに変更する手続きをします。このとき大切なことは、息子さんは父親の財産を取得するわけではありません。不動産であれば、その権利はそのまま父親のもので、名義だけが息子さんに移ります。ですから、不動産を売却しても、その代金は息子さんのものにはなりません。

善：親のために預金を引き出したり、不動産を処分する仕事を任されるってことですね。

行：そうです。ですから、もし父親ではなくて、お母様が認知症になって介護施設へ入居するのにかかる費用を、そこから捻出することもできるということです。

善：(笑)なるほどお。ところで、口座の開設や契約書の作成に費用はかかります？

行：はい。かかります。一度きりですが、契約の費用は資産額にもよりますが…。それから管理・処分を任された息子さんを見張るといいますかあ、ために「信託監

督人」を置けば、そこでも報酬を支払うことになります。

善：やっぱり、かかるんだあ。モニタリング・コストですね。

行：(笑)はい。よくご存知ですね。制度を悪用して自分の生活費等に流用してしまう受託者もいますから。

善：(笑)なるほどお。

行：成年後見制度との大きな違いは、さっきもご説明しましたが、ご本人、父親に判断能力がないと契約できません。それから後見制度ですと、親名義の財産は原則、親本人のためにしか使えません。が、家族信託ですと、受託者が管理、処分をして別の家族のために使うこともできます。

善：はあ、そうでしたね。

行：でも、お若いのに、ご両親のことを、よく気にかけていらっしゃるようですね(笑)。

善：はい。僕は青年貢献したいのですよ。

行：…？

— 善二君は自宅へ戻ってきて、ご両親に代理請求人の制度と家族信託の内容を教えまます。ご両親がどこまで理解されたかは分かりませんが、息子の知識には感心したようです。

父：でも、善二、後見制度について、ずい分と詳しいな？

息：うん。経済政策論という講義で聞いたばかりだからさ(笑)。

父：んんっ？ 経済？ これは法律系の民法で勉強することじゃないのか？

息：法律の講義はルールの適用手続きと判例の紹介ばかりで…。

父：教授たちは新しい思考方法や分析手法を講義しているんじゃないのか？ それが大学だろ？

息：判例と六法全書さえあれば、十分すぎるほど間に合う講義内容だよ。

父：それじゃあ、学問に進歩がないだろが？

息：法律って、理論もあるんだろうけど、文献を使った教育しかできないんじゃないの？ でもね、数理法務という学問もあって、数学や統計学を使って、ルールの適用や違法行為の抑止効果を説明するらしいよ。経済学の担当教授が、そう言った。

父：経済学の担当教授が？ それを聴くべきだろがあ？ えっ？

息：でも、教える側にその認識と理(科)系の素養がないと…。

父：ふ～ん。旧態依然とした文献研究や教育じゃあ。で、経済学の講義で聴いたのか？

息：そう。たまたま政策論担当の教授がある経済理論の存在意義を説明するときに補足したんだよ。新聞記事のスクラップを使って丁寧易しく教えてくれたよ。

父：いい教授だな。それでこそ、授業料を払っている価値がある。うん。現実の法的问题を…いや、経済問題を平易に解説してくれるなんて。でえ、なに？ その経済理論って？

息：オーバーラッピング・ゼネレーション(世代重複)・モデルと…。

父：んっ？ なんだあ？ そのラッピングし過ぎたネグリジェって。

母：(怒った声で) お父さん、なんですかあ、ネグリジェなんて。

息：お父さん、おもしろいボケだね(笑)。つまり、分かり易く言うとお。

父：つまり、分かり易く聞くとお。

息：(笑) もう、ボケはいいから。親世代の遺産を子供世代が受け継ぐと、将来、子供たちの所得が遺産額だけ増えて、その働き方や消費行動にも影響を与えるでしょ。そのように個人の行動が世代を重複して影響を受けたり、与えたりしていることを考えて、政府は税制を変えたり、社会保障政策を実施しなきゃいけないっ

ていうことさ。その理論をオーバー…。

父：その経済理論と成年後見制度とがどう関係するんだ？

息：お父さんやお母さんが死んでしまえば、簡単に相続できて…。

父：おい。そう簡単にお父さんたちを殺すなってえ～。まだ、孫娘の顔も見っていない(笑)。

母：あら、お父さん、孫は女の子を期待しているのですか？

父：(でっれと) 孫娘と風呂に入るのが唯一の楽しみでえ(笑)。

母：フッフッフ。いつのことになるやら？

息：んんっ。たとえばの話さ。相続だと、その額と相続税がいくらになるかだけが僕にとって問題だけど、もし、もしもだよ、二人が認知症になって意思表示ができなくなると、さっきから話しているように銀行に持っている預金を息子の僕でも簡単に引き出せないじゃない。つまり、経済理論がいうように親世代から子供世代へ相続がスムーズにいかないこともあるってことを教授は強調していたよ。スムーズにいかないわけだから子供世代はその働き方や消費行動になんらかの影響を受けるでしょ。

父：なるほどお。制度やルールを変更するときには、法律家もそれが経済活動に与える効果を考えなきゃいけないってことだな。変更した後の効果をも考えて変更しろと。

息：そう。でも、法律家には、そんな視点が余りなくて、それをもっぱら経済学者が研究しているみたいだね。

父：そっかあ。文(科)系だけの能力じゃ、数量分析はできんはな。理系の素養が必要だ。

息：そう、みたいだよ。

父：(思案気に、うんうんと頷き) 親世代から子供世代への相続っていうと…親の遺

産で働きもせずに、遊んで食っていける子供がいるよな。パラサイト・シングルよりも質が悪い。確か、プー太郎とか言ったな？ そんな最悪な事態も想定できるな。う～ん。

母：でも、善二、心配いらないよ。うちにはあんたが遊んで暮せるほど遺産はないから。残念！

父：(しらっと) 遺産(胃酸)過多はよろしくない。フッフッフ。

母：(笑) 胃に穴が開いちゃいますよ。

父：そうなりゃ、どんなに勇人(遺産)でも、なにも食えない。フッフッフ。

母：(笑) とんだ見当違い。違算(遺産)でした～。

息：んんっ。母さん、僕、そんな遺産、あてにしていないからね。むしろ遺されると後の処理が煩わしいからさ。

父：それで後見人制度に興味があるんだな？

息：まあ～、そっかな。僕が希望することは、お父さんたちが認知症になってしまって、判断能力がなくなる前に、なんとか時間とお金をかけないで僕がすべて受け継げる手続きをしておいてくれればいいってことさ(笑)。

父：おい。ちょっと待った！ オーバーラップ・ジェネ？ にしろ、これって年寄りが若者の資産形成の一部に貢献することだな。

息：(笑) ピンポ～ン。そう理解してもいいんじゃない～。

父：じゃあ、成年後見じゃなく、老年貢献制度、だろ(笑)。

注1. 服部勲「成年後見は身上監護を旨とせよ」『朝日新聞「声」』2019年5月21日参照。

注2. 成年後見制度の守備範囲を高齢の生活保護者へと広げるという考え方もある(大野知行『朝日新聞「私の視点」』2019年5月28日参照)。

判断能力の低下した高齢の生活保護者は今後、増加することが見込まれている。そこで、生活保護法に定められた保護(医療扶助、生活扶助、介護扶助)に加えて「後見扶助」を設定してはどうかという意見である。後見人が介在することによって、生活保護を巡る不正受給、医療扶助の適正化、就労支援といった問題の解決にもつながることが期待できる。

その他、次の意見も参照せよ。佐生綾子「保佐人に自由を奪われた伯母」、古川憲一「成年後見 公的機関で担っては」、久松康士「法曹に身上看護を期待されても」、梶藤銀子「「市民後見人」の育成を急ぐべきだ」『朝日新聞「声」』2019年6月27日。

注3. 厚生労働省は「中核機関」を2021年度までに、全1741市区町村に設置することを目標としている。2018年10月現在、492(28.3%)の自治体が設置しているにすぎない(『朝日新聞』2019年5月28日参照)。

補 論

脱稿後、次の情報を得た(補図参照。『朝日新聞』2019年6月19日)。2019年7月より、故人の相続預貯金は遺産分割前でも下ろすことができる(払戻制度)ようになる。これまで、故人の預貯金は遺産分割の対象になるため、口座は凍結されてきた。そのため葬儀代金の支払いなど不都合が生じ、遺族が困ることもあった。今回の相続法の見直し(約40年ぶり)により、150万円を上限に使い途を問わずに引き出すことができるようになる。被相続人の口座残高の3分の1の範囲内で、相続人は自らの法定相続分を引き出せる。

例えば、相続人はAとBの2人、被相続人の預貯金は600万円とする。Aは3分の1(200万円)のうち、法定相続分である2分の1の100万円を引き出せる。Bの同意は不要。複数の金融機関に口座があれば、別々に計算で

きる。

これまで必要だった遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書は不要となる。新制度を利用するには、1. 被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書、2. 全相続人の戸籍謄本、または全部事項証明書、3. 預金を払い戻す人の印鑑証明書を必要とする。

内閣府の調査では、1人暮らしの高齢者数は2015年に592万人、40年には896万人にまで増えると予測されている。

この「おひとりさま」らの終活支援サービスを金融機関が始めた(『朝日新聞』2019年11月12日)。金融機関の退職者(OB, OG)をメンバーとして、社団法人を設立し、銀行本体とは違う別組織で業務を行う。その内容は、老人ホームへの入居、病院への入退院の手続きを代行する。さらに任意後見人も担う。顧客は求めるサービスに応じて、委任手数料を支払う。病院やホームの費用、葬儀費などは銀行への信託財産から支払われる。

補図 相続預貯金の払戻制度

相続預貯金の払戻制度が新設される
遺言がない場合の原則的な流れ

